

ID: 157

担当部署: 地域整備課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町都市公園条例 第14条第1項(第18条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第14条第1項の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより利用することができなくなった場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日